

平成 29 年 2 月 13 日付 岡田 優子教育長コメント

以下のとおり、コメントさせていただきます。

先ほど、市長と一緒に、お手紙を拝見しました。

教育委員会として、お子様の気持ちをしっかりと受け止められなかったことに、改めてお詫びしたいと思っております。申し訳ありませんでした。

代理人の方からは、法的な位置づけから、金銭授受の問題も、いじめと認定されるとのお考えや、先月の常任委員会での説明の問題点などを指摘されました。

教育委員会としては、金銭授受の問題につきましても、いじめ防止対策推進法第 2 条における「いじめ」として受けとめて再発防止に取り組んでいくとともに、教育的指導をきちんとできなかったことを改めて反省し、謝罪させていただきたいと考え、会見させていただきます。

当初は、第三者委員会の「金銭授受をいじめとして認定することはできないが、その要因に、いじめが存在したことは認められる」という答申から、この部分だけを取り出して、いじめと認定することは、事実の確認ができなくなっていることから、難しいと考えておりました。

しかしその後、ご両親や代理人から、お子様のお気持ちを改めてうかがいました。その上で、法律の専門家などにも相談し、いじめ防止対策推進法第 2 条の「いじめ」の趣旨・定義や、第三者委員会の答申が、全体として金銭授受の要因にいじめがあるとしていることを踏まえて、教育委員会としては、改めてこの部分もいじめの一部として認識し、再発防止を真摯に検討してまいります。

金銭授受の問題が起こる前に気持ちに気づいて対応ができたならよかったと思っておりますし、起こった後もすぐに事態を受け止めて対応できればよかったと考えています。

今後の再発防止の検討にあたっては、子どもの SOS をどの時点においても受け止められるよう、体制を作っていくことが重要だと考え、しっかり取り組んでまいります。

お問合せ先

教育委員会事務局健康教育・人権教育担当部長 伊東 裕子 Tel 045-671-3229